平成２５年（フ）第２６０号
愛媛県松山市竹原２丁目４番29号　第25杉フラット208号
債務者　乾　　峰和
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１６号
愛媛県松山市三津３丁目６番38号　２階、住民票上の住所愛媛県松山市祓川１丁目４番29号　石丸マンション松６号
債務者　渡部　英夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１８号
愛媛県松山市小坂３丁目４番８号　みやびビル402号
債務者　近藤　香織
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３６号
愛媛県松山市山西町933番地１　清水ハイツ102号
債務者　渡部真由美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
愛媛県今治市阿方甲591番地３　アイソーハイツ２―203号
債務者　冨谷　省吾
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２６６号
佐賀県小城市牛津町勝650番地１
債務者　大屋貴世美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
佐賀県神埼市神埼町永歌1236番地
債務者　實松　秀子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
宮崎県都城市立野町3778番地の５
債務者　川畑　吉男
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２７号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松濤団地28棟１号
債務者　山本　弘明
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１３６号
茨城県取手市戸頭７丁目７番３―406号
債務者　金澤　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川253番地66
債務者　飯塚　道子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
茨城県取手市下高井2397番地２　アパキャッスルＢ102、前住所茨城県土浦市下高津三丁目８番27号　ジュウィール11号室
債務者　冨永　　聡
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
茨城県取手市下高井2397番地２　アパキャッスルＢ102、前住所茨城県取手市野々井1104番地22
債務者　冨永亜希子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
茨城県守谷市薬師台３丁目19番地８　レオパレスヴェルヴェデーレ105号
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
兵庫県宝塚市光明町15番２号　サン光明201
債務者　福田　　優
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番31号　レオパレスメゾンモンポルト101、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目18番１―505号
債務者　村澤　道彦
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係